

平成31年度「地域ICTクラブ」地域実証事業に関する評価基準

1 評価方法

(1) 必須の要求要件の確認

提出された提案書は、記述された内容が応募要項及び提案書作成要領に定める要件を満たしている場合、「合格」とし、評価基準に基づく評価を行う。

なお、各要求要件の確認に当たっては、文書による意思表示だけにとどまり、根拠・実現方法等が不明瞭であるものは「不合格」とする場合がある。

(2) 評価方法

ア 上記2(1)によって「合格」した提案書について評価を加え「得点」を与えるものとする。

イ 評価基準に記載する必須の評価項目については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分（加点項目）については、評価に応じ評価基準に示す点数の範囲内で得点を与える。

ウ 「評価の観点」の各項について、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や高度な追加提案があった場合にはこれを高く評価する。

エ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、認定段階等による評価とし、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする（重複しての加点は行わない。）。

2 加点項目の評価基準（相対評価）

評価基準	10点 (重要度A)	5点 (重要度B)
相対的に優れている	10点	5点
標準	6点	3点
相対的に劣っている	2点	1点

※項目12「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、「評価の観点」に基づき評価を行う。

3 評定者

書面審査及び必要に応じて行うヒアリングに基づき、外部有識者会議において審査を行う。

評価項目及び得点配分

		評価項目	種別	評価の観点	基礎点	加点
①	事業内容	事業内容の妥当性	必須	本事業の趣旨を理解し、提案の基本的な考え方及び取組方針が妥当であるか。	5	
②		事業の公益性	必須	特定の団体等の利益を追求するのではなく、地域のニーズを踏まえ ICT の学びを通じた地域コミュニティの創出につながる提案であるか。	5	
③		事業内容のモデル性	加点	③－1～③－6 の観点で、有効な実証結果を得るために「地域 ICT クラブ」の企画・運営方法がモデル性・新規性のある内容で提案されているか。		45
		③－1 事業のねらいの策定	加点	事業のねらいを策定するにあたり、地域の状況が十分考慮されているか。また、目的が明確でありモデル性・新規性があるか。		(5)
		③－2 実証地域での地域 ICT クラブの組織化支援	加点	地域の関係機関と連携した他地域展開のモデルとなり得るメンター、サポーター、参加児童等の募集方法、他地域への広域展開やリソースの共用等を検証するため単位団を複数設置、既存の地域活動等との連携、自走を意識したサポーターの育成等。		(10)
		③－3 活動内容・講座等の内容を企画	加点	事業のねらいをふまえ、活動内容・講座等の内容が検討されているか。 社会人・高齢者から実社会での知識・経験等を ICT を用いて共有する取組や障害の特性を踏まえた取組、障害の特性に応じたデジタル機器との接し方や、AI 倫理、セキュリティ、個人情報の取組、等。		(10)
		③－4 メンターの確保	加点	事業のねらいをふまえたメンター募集・メンター育成の研修の実施、 参加児童等の数や特性を踏まえたメンターの派遣、等。		(10)
		③－5 教材の確保	加点	事業計画に沿った教材の内容、単位団の設置数、継続活動を考慮した教材の共用方法、等		(5)
		③－6 端末・通信環境の確保、会場の確保	加点	関係機関と連携した既設の端末・通信環境の活用、新設であっても必要最低限で追加して措置、関係機関と連携した継続的に利用可能で、安価な会場の確保 等。		(5)

(4)	実施体制	実施体制の妥当性	加点	協議会等の体制について、体制、人員が確立されていること。当該体制・人員に関して、責任体制・役割分担が明確化され、連携が図られている、過去にプログラミング教育に関する講習会や講座の実績又は本事業に必要な専門知識・経験を有している 等 また、「S D G s 未来都市」として選定されている場合も加点となる。		10
(5)		作業計画の妥当性	必須	スケジュールに無理がなく、実現性があること。また、日程、作業の進め方が効率的であるか。（それぞれの作業ごとにスケジュール・作業の進め方の明確化）	5	
(6)	継続性	事業の継続性	必須	次年度以降も継続的な活動が期待できるか。自立的に継続できることが、体制や資金等の観点から明確であること。	5	
(7)		成果の普及・展開計画の具体性・適切性	加点	他の地域に展開できる知見が得られる取り組み内容であるか。また、普及・展開計画について具体的に提案されているか。		10
(8)	コスト	費用抑制に対する提案	加点	実証事業として、全体費用を抑制するために積極的な検討及び対策が施されているか。また限られた費用でより多くの講座、多様な講座を実施する等の効率性が考慮されているか。 次年度以降の自立的な継続活動の観点から適切な費用抑制が検討されているか。		10

⑨	ワーク・ライフ・バランス等の推進（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当各認定等に準ずる。）	加点	<p>■ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、以下の配点とする。</p> <p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1段階目(※①)：2点 ・2段階目(※①)：4点 ・3段階目：5点 ・行動計画(※②)：1点 <p>※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん（旧基準）(※③)：2点 ・くるみん（新基準）(※④)：3点 ・プラチナくるみん：5点 <p>※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。</p> <p>※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ユースエール認定：5点</p> <p>※上記(1)～(3)の複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	
			小計	20 80
			合計	100